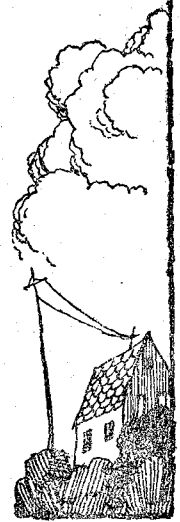


内務省特報



◎内務省告示第二百三十九號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年四月二十四日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名 區 間

工事終了ノ期日

十一號 自石川縣金澤市下大樋町至同縣同市山ノ上三丁目

昭和十七年四月二十四日

◎内務省告示第二百五十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタルモノ左ノ如シ

昭和十七年四月三十日

内務大臣 湯澤 三千男

路線名 區 間

工事終了ノ期日

二號 自福岡縣福岡市瀧洲町至同縣同市東本町

昭和十七年四月三十日

◎東條内閣總理大臣並大政翼贊會總裁の演說

内務大臣 湯澤 三千男

◎内務省告示第三百四十六號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年五月二十日ヨリ和歌山縣西牟婁郡田邊町及下芳養村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ田邊市ヲ置ク

昭和十七年五月十八日

内務大臣 湯澤 三千男

◎内務省告示第三百六十號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十七年六月一日ヨリ靜岡縣富士郡大宮町及富丘村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ富士宮市ヲ置ク

昭和十七年五月二十一日

内務大臣 湯澤 三千男

三十三號 自長崎縣佐世保市若葉町至同縣同市潮見町

同

二號 自山口縣岩國市橋本町至同縣玖珂郡藤河村

同

東條首相は五月二十日翼賛政治會の創立總會に臨み總理大臣ならびに大政翼賛會總裁の資格において左の如き挨拶を述べられた。

「このたび大東亜戦争下において敢て行はれたる總選舉は國民の大東亜戦争完遂に對する熱意を十分に中外に表明した、これによつて清新にして強力なる議會成立の基礎は確立された、この際各方面の政治力が結集せられ官民一致、大東亜戦争完遂を期することとはこれ實に國民の澎湃たる要望であり、しかしまた國家焦眉の重大事である。

今回貴衆兩院ならびに大政翼賛會その他各界の先輩の方々が政治力結集について工夫と努力とを重ねられたる結果、今日目出度くこゝに翼賛政治會の創立を見るに至つたことはこの國家の要請に應じ、國民の要望に應ふるものであつて、誠に邦家のため御同慶の至りである、大東亜戦争は開戦以來未だ五ヶ月餘であるが、御稜威の下皇軍將兵の善謀勇戦により、隨所に敵を撃滅し東亞における敵の本據要域は悉く皇軍の把握するところとなり世界の耳目を聳動せしめて居るのである、しかし今や大東亞全般にわたつて既に雄大な建設が着々として行はれて居るのである。

しかしながら過去數世紀の長きにわたつて廣大なる領土を擁あり、世界の富を壟斷したる米英兩國を最後まで撃碎せんがために、はなは前途非常なる努力を要することはもちろんである、しかも

彼はあらゆる奸策を弄し、われに對する必死の擾亂戦を行ひ以て萬一を僥倖せんと試み來るは當然である、即ち戦争はこれからである。

この秋に當り最も必要なることは我々國民が堅忍不拔いよ／＼團結を固くし、おの／＼その職域において奉公の誠を致して行くことである。

さきに大政翼賛會の成立を見、官民協力翼賛運動に精進し來つたのであるが、さらにこの度大政翼賛會と同一理想の下に新たに翼賛政治會成立し學國的政治力の結集を見るに至つたこともこの國家的要請に應ぜんとする力強き全國民の決意の結晶であると私は確信するものである。

かくて大東亜戦争開始以來あらゆる機會において示されたる國民の熱烈なる氣魄と今回の翼賛選舉において遺憾なく發揮された國民の澎湃たる要望とはこゝにその成果を見るに至つたのである、しかしして政府はこの國民の要望に應へますます國民を信頼し、全國民と共に大東亜戦争完遂に向つて邁進し、もつて聖旨に答へ奉らんとする確固たる決意を有するものである。

また大政翼賛會については萬民翼賛、臣道實踐の國民運動の推進中核體としてその活動の分野を明確にし、その機能を刷新し、もつて創立の理想達成に邁進することと相成つたのである。私は新たに創立せられたる翼賛政治會が眞に國民の輿望の結晶たる重

實に顧み、常にその綱領宣言の趣旨に則り強力なる活動を行ひ大政翼賛會と相俱に政府に協心戮力、大東亞戰爭完遂、翼賛政治體制の確立に邁進せられんことを希望してやまないものである、こゝに私は翼賛政治會の創立を祝すると共にその前途に對し限りなき希望を表明し以てその健全なる發展を期待するものである。

◎市町村會議員選舉對策

大政翼賛會は今次總選舉に引續き行はれる全國各市町村會議員選舉に當り總選舉に準じて大東亞戰爭完遂と國內體制強化を目標とする翼賛選舉貫徹の一大國民運動を展開することとなり、五月四日左の如き市町村會議員選舉對策の實施要綱を決定した、市町村會議員選舉は地方自治の刷新強化を圖り、國家總力發揮の基礎を確立する上に重要意義を有するのみならず明年度行はれる全國府縣會議員選舉並に次期總選舉に備へてその理想選舉實現の基礎條件となるので翼賛會側でも特にこれを重視し全國各府縣支部が中心となつて翼賛壯年團と密接な協力連繫を保ちつゝ、翼賛貫徹に邁進することとなつた、なほ壯年團では同實施要綱に基き五月五日より全國方面別幹部協議會を開催、市町村會議員選舉對策の具體的實踐方針を決定する、選舉對策の基本方針並に實施要綱左の如し。

基本方針

(イ)國民士氣の昂揚

(ロ)最適候補者の選出

(ハ)選舉の倫理化

(ニ)翼賛壯年團との緊密連繫

實施要綱

(一)協力會議および市町村常會の開催

衆議院議員選舉の場合に準じ六大都市にありては臨時協力會議その他の市町村にありては臨時に市町村常會を開催し最適候補者推薦の機運を醸成せしむ。

(二)銓衡會の開催

銓衡會の開催については翼賛會および翼賛壯年團自體がこれを開催することは會および團の性格上差控へねばならないが銓衡會の開催を斡旋し、または内面的に推進するの役割は翼賛會および翼賛壯年團においてこれに任ずべきである、また市町村長等において銓衡會の設立を斡旋する場合でも翼賛會の役職員および壯年團幹部は積極的にこれに參畫純正有力なる銓衡會の結成および運営にあたらねばならない。

(三)推薦候補者のためにする選舉運動

翼賛會及び翼賛壯年團としてはその性格上推薦候補者たると自由立候補者たるを問はず會又は團自體として選舉運動をなすことは許されない、しかし乍ら翼賛會の構成員及び壯年團員がその資格に於て特定の候補者のため選舉運動をなすことは差支へな

い、もとより構成員及び壯年團員が特定の候補者の選舉事務長又は選舉委員なること及び演説、推薦狀に依る第三者運動をなすことは差支へない、尙役職員の立候補、選舉運動等に關する取扱方針については別途に通牒する。

(四) 宣傳啓發

一、講演會、座談會の開催、支部及び市團において必要に應じて適宜開催するものとす

二、翼賛會構成員及び壯年團幹部合同協議會の開催、町村常務委員、町村推進員代表各一名及び町村團幹部二名を郡單位(要すれば二郡乃至數郡單位)に召集し翼賛會及び壯年團本部の指示に基き翼賛選舉員徵特に銓衡會の開催等につき協議す

三、映畫、紙芝居及び演劇による宣傳啓發

(イ) 移動演劇班の派遣——本部において日本移動文化協會その他をして常設館なき町村において映畫會を開催せしむ

(ロ) 移動演劇の派遣及び助成——支部よりの申請に基き適宜斡旋する

(ハ) 紙芝居による宣傳——本部において紙芝居を作製し紙芝居團體を動員し巡回上演せしむ

四、文書に依る宣傳啓發

(イ) 推進用パンフレット、本部において雛形を寄贈するにつき支部において適宜印刷の上配布するものとす

(ロ) 隣組回覧板用リーフレット支部において作製の上常會へ配布するものとす

(ハ) 地方選舉における推薦選舉に關する實例集本部において作製して送附す

(五) 標語ポスター

本運動に關する市町村民の關心を喚起するため支部においては標語を募集し且つポスターを作製頒布す

(六) 言論界及各種團體の動員

支部において言論界及び有力なる各種團體を動員して本運動に對し積極的に協力を求むるものとす。

